

1 いじめの定義と基本的な認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
 （『いじめ防止対策推進法第2条第1項』より）

(2) 基本的な認識

本校では全ての職員が、「いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得る」という基本認識にたち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、組織的に取り組み、全力でいじめ防止に努める。

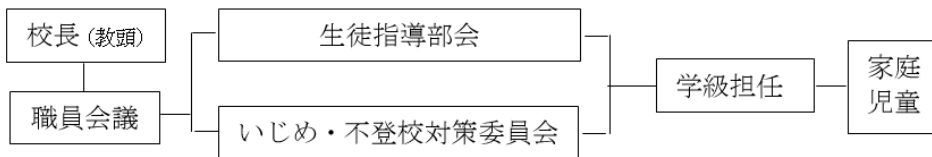
2 目的

- ・ いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- ・ すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穩に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応について組織的に取り組む。

3 組織体制・相談体制の充実

(1) 組織体制について

校長のリーダーシップの下で、密接な情報交換による共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性のある体制を確立する。以下のような組織体制を確立し、機能的な運用を図る。



(2) 相談体制について

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談活動
- ・ 定期アンケートによる相談活動（6・11月に実施）
- ・ 定期教育相談の実施（6・11・2月に実施）

(3) 外部機関との連携

ア 教育委員会との連携

いじめが発生した場合、速やかに教育委員会に報告をする。連携をしつつ、きめ細かな状況把握を行い、教育委員会の指導助言を受け適切な対応に努める。

イ 外部諸機関との連携

いじめが発生した場合、必要に応じて児童相談所、警察等の外部諸機関と連携をしつつ、早期の解決を目指す。

4 いじめの防止のための手立て

○ 自己肯定感を高める指導

- ・ よいこと見つけ等の活動を取り入れ、教師からだけでなく児童間でも肯定的に評価し合える場面を設定する。
- ・ 学級内で個々に仕事を任せ、評価することで、集団への所属感を味わわせる。肯定的な指導を基本とし、叱った場合は必ずその児童のその後の変容を見届け、評価をする。

- 児童理解と観察
 - ・ 朝の会で、いつもと様子が違ったり、ふさぎ込んだりしている児童がいないかなどに気をつけて、児童の表情・態度をよく観察する。必要に応じて個別に話を聞く機会を設ける。
 - ・ 休み時間に1人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
 - ・ 自主学习ノート、日記、作文等を活用して、児童の思いや悩みの把握に努める。
- 学校生活アンケートと個人面談
 - ・ 年に2回、「学校生活のアンケート」を実施し、それを資料として、児童全員と教育相談を行う。
- 全職員での情報交換
 - ・ 毎月の職員会議及び生徒指導部会、毎学期のいじめ・不登校対策委員会の場で、情報交換を行う。
- 人権教育
 - ・ 道徳の授業において、いじめや人権を題材にした教材を扱い、児童の意識を高める。
 - ・ 12月の全国人権週間に合わせて人権集会を開き、全校児童に人権について考える場を設定する。
- 情報モラル教育の充実
 - ・ ネット上のいじめを防止するために、情報モラル教育を充実させる。
 - ・ 各家庭への情報発信を積極的に行う。

5 いじめが発見された場合の対応

- 初動の対応
 - いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、生徒指導主任及び学年主任に報告する。
 - 生徒指導主任は、職員に情報を共有するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。また、担任を中心として、詳細な情報収集を行い、事実関係の確認を行う。
- いじめ対策委員会の協議
 - いじめ対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。
- 実態把握・解消に向けての対応
 - いじめ対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、生徒指導主任を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。
- 事後の支援
 - 被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

6 その他

- 毎月の月初めに前月のいじめの報告書を教育委員会に提出する。